

中山間地域等直接支払制度

第6期対策からの変更点

中山間地域等直接支払制度は、令和7年度から第6期対策に移行します。これに伴い、内容の変更がありますのでお知らせします。

変更① 地域計画との関連

対象農用地は、農振農用地区域内かつ
地域計画区域内の農用地となります。

第5期対策で加入頂いていた農地については、
すべて地域計画の区域に含めています。
(R7.3月末に地域計画を策定)

変更② 10割単価交付の要件変更

体制整備単価の交付を受けるには
「ネットワーク化活動計画」の策定が必要です。

ネットワーク化活動計画とは

複数の集落協定間での活動の連携（ネットワーク化）や統合、多様な組織等の活動への参画に向けた計画

変更③ 加算措置の内容変更

新設

ネットワーク化加算
スマート農業加算

継続

棚田地域振興活動加算
超急傾斜農地保全管理加算

廃止

生産性向上加算
集落協定広域化加算

新設される加算	取 り 組 み	単価	上限額	取組期間
ネットワーク化加算	主導的な役割を担う人材の確保、農業生産活動等の継続のための取り組み	10,000円/10a※	100万円/年	1～5年
スマート農業加算	スマート農業による共同取組活動の省力化・効率化を図る取り組み	5,000円/10a	200万円/年	1～5年

※面積の規模に応じて単価が変動 ～5ha：10,000円/年、5～10ha：4,000円、10～40ha：1,000円/年

変更④ 環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）の要件化

農林水産省のすべての補助事業において、チェックシート方式による環境クロスコンプライアンス（みどりチェック）の提出が必須となりました。

計画認定申請時（R7）

チェックシートに、協定として取り組む環境負荷低減項目を記入し提出。

毎年度

実施状況の聞き取り
(簡易なもの)

最終年度（R11）

実施結果を入力し
チェックシートを提出

詳細はこちらから



問い合わせ先：橋本市農林振興課（☎ 0736-33-6113）